



## 子ども・子育て支援新制度の支給認定申請について

平成27年4月から開始が予定されている「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」）へ向けて、幼稚園や保育所、認定子ども園などの施設（以下「施設」）の利用を希望する保護者のみなさんへ、支給認定申請についてお知らせします。

### 支給認定申請とは

新制度では、小学校入学前のお子さんが、施設の利用を希望する場合には、利用に当たって申請が必要になります。その申請に基づき、市が区分を認定し（下表参照）、認定証を交付する仕組みです。

認定区分	対象者	新制度の対象施設
1号認定	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、幼稚園や認定こども園などで教育を希望される場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所や認定こども園などで保育を希望する場合	保育所、認定こども園
3号認定	お子さんが <u>満3歳未満</u> で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所や認定こども園などで保育を希望する場合	保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育

### 【保育を必要とする事由】

就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期間入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、その他市が認める場合

### 支給認定申請が必要な方

新制度の対象施設の利用を希望する、又は現在利用されている市内在住の全ての保護者が対象です。

ただし、幼稚園については、新制度に「移行する園」と、移行せずに「現行のままの園」を選択できるようになっています。現行のままの幼稚園の利用を希望する方は、支給認定申請は必要ありません。



